

豊川市監査公表第15号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成27年8月25日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	上 澤 勉
同	井 川 郁 恵

別 紙

定例監査の結果に基づく措置通知書（健康福祉部保健センター）

監査実施期間 平成26年6月16日から

豊川市監査公表第31号分

平成26年7月24日まで

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(改善事項)</p> <p>1 在宅当番医制運営費補助金交付要綱第3条第1項に規定する補助対象経費のうち、報償費等の内容及び第4条に規定する総事業費と収入額が不明確であるため、改正されたい。</p> <p>2 病診連携推進事業設備整備費・運営費補助金交付要綱別表の運営費の基準額が不明確であるため、改正されたい。</p> <p>3 豊川市医師会館運営費補助金交付要綱第2条の補助対象経費が不明確であるため、改正されたい。</p>	<p>1 在宅当番医制運営費補助金交付要綱について、補助対象経費及び補助額の算出方法を明確に表現した内容に改正し、平成27年4月1日より施行した。</p> <p>2 病診連携推進事業設備整備費・運営費補助金交付要綱について、豊川市医師会が実施していた病診連携推進業務が豊川市民病院に移管されたため、当該要綱は平成26年度をもって廃止した。</p> <p>3 豊川市医師会館運営費補助金交付要綱について、補助対象経費を明確に表現した内容に改正し、平成27年4月1日に施行した。</p>

(注) 上記の措置状況は、平成27年7月10日現在のものである。